

指定工事事業者新規申請について

提出書類	注意事項
1 指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)	▶ 氏名記入欄には、役職・役員名等も記入すること。
2 誓約書(様式第2)	
3 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第3)	▶ 主任技術者は、他の水道事業に選任していない者を選任すること。(※1) ▶ 主任技術者免状の写しと、携帯用の主任技術者証の写しを添付すること。
4 機械器具調書(別表)	▶ 「管切断用機械器具」・「管加工用機械器具」 ・「管接合用機械器具」・「その他、水圧テストポンプ等」を記入すること。 ▶ 調書にある機械器具については写真を添付すること。 ▶ 写真は A4 の用紙に印刷するか、A4 の工事用写真ファイルにて提出し、機械器具の名称も記入すること。
5 指定工事事業者 役員及び従業員名簿	
6 指定給水装置工事事業者指定申請及び更新時確認書 1.事業体主催の講習会受講実績 2.業務内容 3.研修受講実績 4.技能を有する者の状況	▶ <u>3.研修受講実績</u> 受講している場合、受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付すること。 ▶ <u>4.技能を有する者の状況</u> 資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付すること。 (給水装置工事主任技術者も含む)
7 法人の場合 ①登記事項証明書(履歴事項全部証明) ②定款又は寄付行為 個人の場合 ①住民票の写し又は外国人登録証明書の写し	▶ ①は交付されてから3ヶ月以内のもの ▶ ②定款は代表者印が必要
8 事務所の場所を示す位置図(住宅地図等)	▶ 位置を赤で示すこと。
9 事務所全景の写真	

●書類はすべてA4とし、やむなく他の規格の紙を使用するときは、三つ折り等でA4に揃えること。

●(※1)鹿嶋市水道事業指定給水装置工事事業者規程 第12条第4項

指定工事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が該当2以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りではない。

申請の受付と指定日(証書のお渡し・説明会)について

□指定申請は随時受付していますが、原則として、毎月末日までに受付した分については、指定基準に適合すれば、翌月の月末に指定給水装置工事事業者として指定します。

□指定日については、後日水道課よりご連絡いたします。

□指定日に、指定業者証及び関係書類等をお渡しますので、代表者又は代表に準ずる方が取りに来てください。

□指定日に、指定登録手数料及び証書代として15,000円が必要となります。